

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第6回会合 議事録

1. 日時：平成18年4月20日(木)18:15～19:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング(公認会計士)
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川委員、原委員、安念専門委員、大橋専門委員  
金融庁

総務企画局企業開示課 企画調整官 横山 正

公認会計士監査審査会事務局 試験専門官 熊谷 尚秋

鈴木主査 45分ないし1時間ぐらいの予定で、金融庁から公認会計士についてのヒアリングをしたいと思います。最初に10分程度で御説明いただいて、あとは質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

横山企画調整官 私、金融庁総務企画局企業開示課の企画調整官をやっております横山と申します、よろしくお願いいたします。実は、3月にこちらの方に御説明に来るよというお話があったんですが、こちらの事務の都合上延期していただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、私の方からごく簡単に一般的に公認会計士ないし監査法人制度について、平成15年に公認会計士法の大改正を行ったのですが、その改正の内容というのを若干御説明申し上げると、全体像の1つとしてお役に立つのかなということで、若干私の方から冒頭御説明いただいて、その後、森の方から御説明させていただきます。

初めに1ページをめくっていただいて、冒頭の横表を見ていただけますでしょうか。ちょっと字が小さくて恐縮ですが「公認会計士法の一部を改正する法律」と申しまして、これが平成15年に国会で成立したもののなのですが、視点としては「我が国資本市場の活性化」ということで、やはり投資家にとって魅力ある市場にするためには監査制度というものを充実していかなければだめですと。

それから、監査とか会計とかが複雑化している。あと多様化しているし、国際化も進んでいる。そういう中で、公認会計士や監査法人に対する責務とか役割というのは大きくなっているので、そういう御質問を確保しつつ、多くの人を確保していかなければいけません。そのために裾野を広く人材を採れるように試験制度を改革していく必要がある。

あと、国際的にも信認の確保というものが問題になっておりまして、監査人の独立性の強化とか、あと監視・監督体制をしっかりと取ることが指摘されておりまして、そういう観点から公認会計士監査制度の改革というものを行いました。

4つの柱がございまして、下にある四角なんです、1つは公認会計士の使命・職責というものを明確化いたしました。

あと公認会計士というものが、被監査会社等から独立していなければしっかりした監査はできませんので、1つは監査証明業務という本来の業務と、あとはアドバイスしたり相談するコンサルティングという業務の同時提供というものを禁止いたしました。要するに、コンサルティングを行いながら監査で甘くするとか、そういうことになると問題になるので、そこら辺は切ると。

もう一つは、監査法人と被監査会社の間で、同じ監査法人で同じ監査人、公認会計士の方がずっと被監査会社の監査を行うと、知識が深まるのでいいという部分もあるのですが、片や癒着する可能性もあるということで、監査法人内部において同一の公認会計士さんが一定の期間以上監査を行わないようにということを法定化しました。これは、いわゆる7年2年ルールと申しまして、継続して7年を超えてはいけないと。7年のあとは2年間休止してからでないともた同じ会社を監査できないという仕組みを設けました。これは実際問題、四大監査法人については、更に公認会計士協会さんが独自のルールで主任の会計士さんについては、5年5年ルールといたしまして、5年間継続して監査して、5年間休止するというルールを入れております。ただ、これは公認会計士協会の方のルールでございます。

あと次の監視・監督体制の充実・強化ということで、まず監査法人に対する監視のための立入調査権というものを導入したのと、こちらにも来ておりますけれども、公認会計士監査審査会という監視体制を強化するための体制を整えたと。更に、公認会計士協会が独自に行っております品質管理レビューというものがございまして、これは監査法人の監査の品質の管理を見ているものなんです、その公認会計士協会の行われている品質管理レビューを更に当局としてモニターすると、それで問題があれば公認会計士協会なし監査法人に立ち入るといった仕組みを設けました。

あとは先ほど申し上げました試験制度の見直しということで、「現行の」と書いてあるのは、当時の試験体制を簡素化しまして、もうちょっと裾野を広く多くの方が受験できるようにしたということです。

これが4つの柱として、それプラスで監査法人の社員の責任の一部限定ということで、これは監査法人制度というのは昭和41年に入りまして、監査法人の全員が5人以上の個人の公認会計士さんが集まって監査法人というものを設立することができます。ただ、その監査法人というのは無限連帯責任になっているんですが、この指定社員制度というものを導入しまして、对被監査会社においては監査に関与しない社員の責任を限定することができるようになったと、これは第三者、投資家に対しては限定されません。単に被監査会社に対して限定されません。単に被監査会社に対してなんです、こういう制度を設けました。

あとは規制緩和等の観点から、当時は監査法人の設立については認可制になっておりま

した。解散もそうなのですが、それを規制緩和の観点から届出制としております。

以上でございます。

森課長補佐 続きまして、調査票の方に沿って御説明させていただきます。公認会計士制度についてですけれども、所管省庁は金融庁となっております。平成 18 年 3 月末現在ですが、登録者数は会計士で 1 万 6,222 名、会計士補で 6,419 名となっております。登録先は、日本公認会計士協会となっております。登録審査の実施者も、この日本公認会計士協会が実施しております。

入会を強制するかということでは、強制しております。これは公認会計士法に基づく強制となっております。

公認会計士協会の法的根拠も公認会計士法で定めております。これは全国を通じて、1 つの協会ということで定めております。

強制加入としている理由ですが、協会による公認会計士に対する指導・連絡・監督及び登録事務、これを一元的・統一的に行う。日本どこにいても同じ水準の監査を受けられるようにするという担保のために、こうしたことにしております。

設立の目的ですが、協会は公認会計士の品位を保持し、公認会計士法第二条第一項に定める監査証明を行う業務ということですが、この改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士の登録に関する事務を行うことを目的としております。これも公認会計士法に明記しております。

現時点で報酬規定はございません。平成 15 年の公認会計士法の改正時に、こうした規定も廃止しました。

報酬の目安となる規定やガイドラインですが、これについては平成 15 年 10 月に日本公認会計士協会がガイドラインを策定しております。ガイドラインについては、一応目安ということで示されておまして、強制力のあるものではございません。

また、協会の方から毎年なのですが、監査時間や監査報酬等の実績値を公表するというようになっております。

報酬の現状ですが、これが平成 15 年 10 月に改正して、16 年が最初の規定になっておりましたものですが、まだ統計が終わっておりませんので、現在のところは現状は不明ということになっております。

次のページをおめくりいただきまして、5 番の広告規制でございますが、広告規制もございません。

これまでが金融庁の所管ですが、6 番から資格取得試験ということで、事務は公認会計士監査審査会の方で司っております。ここも読み上げさせていただきますと、試験について規定する根拠は公認会計士法第 5 条から第 14 条までに定めております。

受験者数及び合格者数の推移は、別紙としてありますが、2 枚おめくりいただいたところに表を付けてございます。第 1 次試験、第 2 次試験、第 3 次試験ということで、今までは 3 回の試験を行ってございましたが、今年度の公認会計士試験からはこれを簡素化し

ているということで、今年度から若干制度が変わることになっております。

合格率についてですが、漸増傾向にあります、直近 10 年間では大幅な変化はないと考えております。

現状の資格保有者の可不足とその必要数に向けての対応ということで、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、公認会計士は量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手等として、重要な役割を担うことが一層求められている。このような期待に応えるため、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められ、法改正による試験制度の見直しを行いました。これは、平成 15 年改正の趣旨でございます。

資格取得の容易化について検討している場合、その内容ということですが、一応我々の方では、平成 15 年の法改正によって容易化したと考えておまして、これについては今年、平成 18 年から新しい制度を行う予定であります。先ほど横山の方から申し上げましたように、試験体系自体を 3 段階の 5 回の試験から 1 段階で 2 回の試験へと改めました。受験資格も撤廃して、1 次試験を廃止しております。試験免除制度等も拡充したものとしております。

関連・類似資格等の統合や試験科目の共通化・免除している場合その内容という項目でございます。司法試験合格者、不動産鑑定士試験合格者、税理士試験合格者等に科目免除を設けてございます。司法試験合格者に対しては、短答式試験並びに論文式試験の企業法及び民法を免除しております。不動産鑑定士試験合格者に対しては、論文式試験の経済学または民法を免除しております。税理士試験の 2 科目合格者、これは簿記論と財務諸評論になりますが、これに対しては短答式試験の財務会計論を免除しております。更に税理士となる資格を有する者に対しては、論文式試験の租税法を免除しております。受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容ということですが、平成 18 年より新しい試験制度に移行し、受験資格というものは撤廃しております。

3 ページ目をおめくりいただきまして、7 番の罰則規定でございますが、懲戒処分権者は金融庁長官にございます。これも公認会計士法で規定しております。懲戒の内容につきましては、公認会計士個人に対しては戒告もしくは 2 年以内の業務の停止もしくは登録の抹消ということになります。業務の停止と登録の抹消は業務が行えなくなるということです。監査法人に対しましては、戒告または 2 年以内の業務の全部または一部の停止もしくは解散の命令ということになっております。いずれも公認会計士法の規定です。懲戒となる行為につきまして、公認会計士につきましては、故意、相当の注意を怠って虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合。相当の注意を怠った場合は、そのときに重大な虚偽であったかどうかというのがメルクマールになります。そのほかに、法律違反とか法律に基づく命令に違反したとき、

当局の必要な指示に従わないときも懲戒の対象になります。

監査法人に対する懲戒の事由になりますが、監査法人の社員が同様に故意に虚偽の証明をした場合、社員が相当の注意を怠って重大な虚偽のあるものを虚偽のないものとして証明した場合、監査法人自体が法律に違反した場合、当庁の指示に従わない場合、これらに対して監査法人に対する懲戒処分を行うこととしております。

これとは別に、資格者団体による懲戒処分ですが、公認会計士協会も独自の協会の規約を保持するために、懲戒の規定を設けております。こちらについては、独自の規定に基づいて戒告、会則によって与えられた権利の停止ということで会員権の停止と言っています。これは、業務が行えます。除名、これは公認会計士補に対しては除名という処置がございます。更に、金融庁の方へ登録抹消等の懲戒処分を請求するという懲戒処分を公認会計士協会独自に行っております。

公認会計士協会による懲戒となる行為については、これも会則に規定されておまして、法令によって処分を受けたとき、

2点目に、監査その他の業務につき、公認会計士の信用を傷つけるような行為をしたとき、

3点目に、協会が必要があると認めて徴求する報告をしないとき、質問に回答しないとき、その他の指示に従わないとき、

4点目に、1年以上会費を滞納し催告を受けてもなお納付しないとき、

5点目に、会則または規則に違反したとき、

こういうのが、協会独自の懲戒の事由になっております。

8番目に免許の更新ですが、更新制度はございません。

9番目に定期的な講習等の有無ですが、まず公認会計士は公認会計士になった後も、1時間を1単位として年間40単位以上、協会が行う継続的専門研修を受講しなければならない。これは公認会計士法に定めております。

継続的専門研修の研修内容は、監査業務その他公認会計士業務に関する業務、職業倫理及び公認会計士制度に関する事項ということになっております。

以上で、簡単ではございましたが、調査票に基づく説明を終わらせていただきます。

鈴木主査 それでは、どうぞ適宜質問をしてください。

大橋専門委員 入会の強制の問題なんですけれども、御説明だと入会が強制されているのは、公認会計士と監査法人の2つだというふうに理解しましたが、公認会計士は別として監査法人までなぜ強制入会にしているのかということ。

それから、その場合の監査法人というのは、監査法人の社員が社員としての資格で入会しているのか。そうなる場合によっては公認会計士で入っている立場の人と、社員としての立場の人と、同一人が2つの資格で入っていることになるのかどうか。これは解釈の問題ですが、どういう状況になっているのか。特に私どもが知っている限りでは、こういう協会などへの強制入会というのは、一般的に言えば資格制度を持った人が個人

として強制入会されているんですが、そういう中で公認会計士については、公認会計士のほかに監査法人という主体が強制入会の対象になっている理由は何なのかについて、ここを重点に教えていただきたいと思います。

森課長補佐 まず、協会の加入の対応ですけれども、監査法人については登記簿上法人登記をしております、1つの人格が認められております。これは法務局に届出を出すものでございまして、公認会計士協会にも法人として入会をしております。

強制入会させる理由なんですが、監査制度自体が、過去にさかのぼりますと昭和40年代に山陽特殊鋼事件という粉飾事件が発生したんですが、それまでは監査法人制度というものがなくて、個人の会計士、個人事務所を経営している人たちが、何人が集まって監査をしていました。時代の変遷に伴って企業というのがどんどん大きくなって、複雑化、多様化していく中で、公認会計士個人の力量ではなかなか見切れないものがあるということで、山陽特殊鋼事件の後、公認会計士法を改正して監査法人制度というものを規定しました。そこで組織的監査が行えるように改正をしております、要は法人として監査証明をすることができる。そして、その社員については公認会計士に限るという仕組みに変えております。

そういうことで、監査法人についても高度の水準の職業的専門性を持っていただく必要があるために、こうした公認会計士協会への加入を義務づけて、公認会計士協会に加入することによって監査証明業務を行えるという仕組みにしております。

大橋専門委員 例えば、私が公認会計士だったと、そして監査法人をつくったと、そして社員になったと、その場合に、私は公認会計士協会に強制入会の対象になっているわけだけども、どういう立場になるんですか。社員として対象になっているのか、それとも公認会計士という立場なのか。

森課長補佐 申し訳ございませんでした。個人の会計士は、監査法人の社員であっても、個人として入会しております。監査法人については、あくまでも法人として入会しております。

大橋専門委員 理屈的には、監査法人になっている人については、公認会計士として入っているのではないということですね。

森課長補佐 公認会計士として入会しています。

鈴木主査 両罰規定があるからということではないですか。

横山企画調整官 済みません。ですから、まず先ほどこちらから御説明したとおり、昭和41年までは個人の会計士がやっていて、それが商法で言う合名会社並びで個人の集まりが無限連帯責任を負って、別人格である監査法人というものをつくったのが、それが監査法人制度でして、だから前提としてはまず個人が入会して、社員というのは強制入会している公認会計士さんの集まりが監査法人ということになって、それは別人格を持って、更にそれが監査を行う場合にはちゃんと入会していなければいけないという意味でございます。

だから、社員として入っているというよりは、まず個人として入っていて、そういう人が集まって合名会社並びの監査法人というものができて、その別人格としてまたそれも入会しているという理解だと思います。

原委員 そうすると、懲戒のところを見ると、公認会計士と監査法人とそれぞれ規定がありますね。案件によって個人である公認会計士が懲戒を受けることがあるし、案件によっては監査法人が受けることがあるし、その双方が受けることがあるというような感じになるんですか。

森課長補佐 左様です。実際にも過去に監査法人だけを処分した事例とか、あとは公認会計士だけを処分した事例もあります。

原委員 それは内容によるということですか。

森課長補佐 はい。ただし、基本的に監査法人が監査証明した業務で虚偽証明と言われるものがあれば、通常は監査法人もそこに判子を押した会計士さんも両方処分の対象にしております。ただ、虚偽証明とまでは言い切れないものについては、監査法人のみを処分している事例もございます。

鈴木主査 強制入会制度というのは、何年の法律ですか。昭和41年の法制定の当初から入っておったのですか。それとも後から入れたのですか。

熊谷試験専門官 たしか公認会計士協会ができたのも昭和41年でございますので、その41年の制度設立の段階から登録という形になっていると思います。

鈴木主査 最初から強制入会制でスタートしているということですね。

柳川課長補佐 それまでは、社団法人の会計士協会という協会だったんですけども、それを公認会計士法に基づく協会という形にしまして、そちらに41年の改正で登録の事務を移して、その段階で入会もするというようにいたしております。

鈴木主査 社団法人は、何とおっしゃいましたか。それは会計士の集まりの時代ですね。

柳川課長補佐 はい。

鈴木主査 後で教えてください。

大橋専門委員 私どもの問題意識は、さっきは監査法人のことだけれども、もう少し原点的な問題意識を持っていて、本当に強制入会ということが必要なかどうかというのが我々の問題意識なんです。そういう観点から申し上げれば、この公認会計士協会への強制入会というのは、何のために必要なかどうか、それについて改めて御説明いただきたいと思います。

黒川主査 今の質問に関わるんですけども、追加の質問ということで、登録入会制度の中の特に強制入会の制度について、私たちの方から質問にして、それについて答えていただくのと、今のことを重ねていただければありがたいと思います。

それから、もう一つ我々が追加質問しているのは、公認会計士としての質の確保について御質問していると思いますので、そのことと併せて今の質問に対応しながらお話を伺えればありがたいと思います。

森課長補佐 まず強制入会の方についてですが、公認会計士法自体が投資者及び債権者の保護を目的とする法律です。そのために監査、企業が作成する財務書類について保証を与えるため、監査の質を一定水準以上に確保することが必要だと考えております。

そのためには、やはり高度の職業専門士という方々の団体であって、かつ自治組織である日本公認会計士協会ですべての公認会計士を会員として、全国統一的、一元的に教育・指導、それから情報の連絡、監督事務を行う必要があると考えております。

仮にということなんですけれども、任意加入としたことを考えた場合、全国統一的とか、一元的な指導・連絡・監督が困難となりまして、監査証明、ひいては企業の財務書類の信頼性の維持に支障を来すのではないかと考えております。

また、会計士の質の確保につきましては、先ほど申し上げましたように虚偽の財務書類、財務書類というのは企業が作成するものなんですけれども、それを虚偽のないものですよということでお墨付きを与えた場合、これはもう懲戒処分とするということで最低限のサンクションを設けておりますけれども、更に今後の時代、社会の変化に合わせて、専門性といったものを確保していくために、協会において各種の研修等を実施しておるということで、監査の質の確保をするように手当されております。

黒川主査 我々の質問の方から出ていると思うんですけれども、懲戒処分を受けたケースというのは、どれくらい数があるんでしょうか。

森課長補佐 監査法人に対する懲戒処分ですが、これまでの実績で1年間の業務停止としたものが1件でございます。その他、戒告、嚴重注意という形ですが、これを処分した法人が8件でございます。直近では、先月に監査法人トーマツに対して戒告処分を行っております。

鈴木主査 それは、昭和41年以来という意味ですか。

森課長補佐 左様でございます。

あと公認会計士個人に対する処分、これは公認会計士法発足後なので23年以降なんですけれども、累計で102名に対して戒告、業務停止、登録抹消の処分を実施しております。

鈴木主査 逆に今度は協会の懲戒に類した行為の実績はどうですか。

森課長補佐 申し訳ございません。今日は数字を持ち合わせてございませんが、大体我々の感覚でいくと、3か月に1度ぐらいのペースで10人ぐらいの者が、会費の未納とかも懲戒処分の理由になるものですから、かなりの者が処分の対象になっているという記憶をしております。

鈴木主査 そちら辺の詳しいデータを、この御説明だと抽象的であり過ぎるから具体的に、法令による処分はわかるが、信用を傷つけるような行為とは一体どういう行為か、過去の事例の中でこういう人たちが協会によって処分を受けたが、どういう信用を傷つけることをやったのか。こういうものを具体的に分析してお示しいただけないでしょうか。

森課長補佐 はい。

鈴木主査 勿論、会費不払いも入れておいてください。それも1つの参考ですから。それから、会則または規則に違反したときというのは、一体どういうケースなのか。

森課長補佐 むしろ協会の方で、どんな行為に対して、どのような処分が行われているかということですね。

鈴木主査 心は何かといったら、ダブルチェックはおやりになっているけれども、そのダブルチェックというのは意味があるのか。往々にしてダブルチェックは必要と言うけれども、ぼてんヒットというのが出てきて、双方無責任ということになりがちであるから、そこら辺も知りたいということです。

どうぞ。

安念専門委員 今、四大法人での占拠率というか、会計士の先生全体の何割ぐらいが四大法人ですか。

森課長補佐 上場企業ということでカウントさせていただきますと、四大法人で8割の企業を監査しております。

安念専門委員 公認会計士の所属という点ではいかがですか。全公認会計士の中で四大法人に所属する先生たちは何割か。ざっくりで結構ですよ。

横山企画調整官 約五千人を割るぐらいですか。1法人当たり大体1,500人~1,700人ぐらいだと思います。

安念専門委員 何を伺いたいかと申しますと、強制入会の正当化としては、普通質の確保がいわれます。しかし、今日の公認会計士業界のように、大企業といたしましうか、大法人への寡占化が非常に進んでまいりますと、第一義的な質の確保というのは、圧倒的に監査法人自身がやらざるを得ないんです。仕事の取り合いですから、優秀な若い者をつかまえてきて、そこで自分で訓練して、だめな者は自分ではじくという機能になってまいりますので、果たして協会自身がどれだけのディシプリンの機能を果たせるのかは、他の土業にも増して疑問ではないかと思うんです。

勿論、その場合でも一匹オオカミというか、小さい監査法人とか、インディビジュアルにやってらっしゃる先生方もいるわけだから、そういう人にとっては協会は意味があるとおっしゃるかもしれないが、そうだとするとやはり強制加入にする必要はないということをして裏側から語ることになりまして、さて今となって強制加入の意味があるかなと甚だ疑問に思うんですが、いかがなものでしょうか。

柳川課長補佐 登録の業務も絡んでまいりますけれども、登録業務を通じて監督であるとか、指導、連絡であるというものを徹底することができる。どこにどういう方がいらっしゃるかということが、なかなか把握できませんので、その業務を日本公認会計士協会という1つの団体にやっていただいているというのがまず一つございます。それが監督であるとか、連絡であるとかというものを徹底すると。

強制入会ということですが、会計士協会がやっている業務はほかにもありまして、例えば監査基準のいろんな委員会を設けて、そういう報告をまとめています。ですから、

大きくは公認会計士法があり、監査基準がありますけれども、その下にはそういう各種の報告なりで、会計士とか監査法人として、会員の指導をそういうものでしているという点が1つございます。

それは、1つの日本公認会計士協会という団体に統一的にやるからそういうことができるということもありますので、それらを総合的に見ていただければ監査法人が寡占状態であるといっても、その監査法人もそこに所属されている会計士の方々も、個人の会計士の方々も、そういう基準に基づいて業務をやっておりますので、そういう点が1つ挙げられると思います。

安念専門委員　そういうふうにお答えいただくだろうなと思っていたんですが、失礼ながら、御自分でおっしゃっていても、いささか力の弱い御答弁だと思っておられるのではないかなと感じます。会員を一人ひとりトレール、追跡していくというのは、これは別に強制加入でなくても、とにかく金融庁でやろうと思えばできる話だし、それからいろんな基準をつくるというのは、あの仕事は確かに非常に重要なことだと思うのですが、これは専門家が集まって専門的な知見を出し合いながらつくっていくということだから、これは直ちに強制加入に結び付くことではない。確かに、会計士協会さんがやっておられる仕事が無意味だとは勿論思わないし、それは強制加入の方がやりやすいというのはわかりますけれども、しかし、国が直営でやったっていいわけですね。だれがやらなければいけない仕事のコストをだれが負担するかというだけの話であって、私の見解は強制加入にしなければならぬというほど強い理由づけにはなりかねるかなという感じですね。

大橋専門委員　結局、こういうサムライ制度における強制加入というのは、突き詰めていくなぜ強制加入になっているかということ、私が思っているのは行政の便宜なんですね。つまり行政の監視、監督というのを、強制加入である協会等を通じてやるというのが、一番行政として便利というか、効率的というか、そういうスキームですから、それは何を意味しているかということ、これはなぜ強制加入にしなければならぬかといっているけれども、突き詰めていくと行政の便宜なんです。それしかないんです。

鈴木主査　ついでに一言追加させてもらおうと、最終責任の回避であるという見方もありますね。

原委員　金融庁の周り行政の代行をしているような組織というのは幾つもあって、ただこれらについては今回金融商品取引法が国会に上程されていますけれども、ここではやはり任意加入を原則として、いろんな業界団体にしても強制加入というスタンスを取らなかった。

ですから、将来的な方向性としては、強制加入をして、行政の代行をするということではなくて、もう少し民間の自主的な力に任せる方向が、今、萌芽としては出てきているわけですから、是非こういった公認会計士の協会についても検討していく余地があるのではないかと考えております。今、現状の御説明をいただいたような感じが大変したの

で。

横山企画調整官 1つのあれなんですけれども、やはり歴史的な経緯というのは、強制加入が後になったという話があるので、そこのところは別にして、私たちがよく言うんですけれども、公認会計士さんとか、弁護士さんとか、こういうサムライの方たちというのは、勿論金融も専門性の高いところがあるんですけれども、非常にある程度専門性が高く、皆さん御承知のとおりときどき不祥事とかも生じているんですが、それなりに倫理感もあって、行政の便宜ということもあるのかないのかは別にして、やはり非常にプロフェッショナルでよくわかっている人たちが、とりあえずそういう中でよくわかっている人がやって、自主性にある程度任せたら、それだけではなくて当局がそれをチェックできるようにするというのは、割と世界各国の共通なこととして、ほかの国においては同じように登録制と。ただ、公認会計士協会は1つだけではない国があるにしても、効果的な姿の1つではあるのではないかと。国が自前で全部養成してチェックするというやり方も、勿論論理的にはあり得ると思うんですけれども、世界の潮流からするとやはりある程度公認会計士さんとか、弁護士さんとか、弁護士さんは公認会計士とまた違って、そういうチェックというシステムではないんですけれども、なぜかというと基本的にクライアントというのは本当のクライアント相手だけであって、実は公認会計士さんの前でクライアントというのは、別に投資家とか一般の方がいらっしゃるので、やや違う部分があるので公的なチェックを入れなければいけないということはあるのですが、今の仕組みはある程度それなりに合理性があるシステムだと私たちは思っております。

鈴木主査 弁護士の場合は、国に懲戒権者がいないから、弁護士自治で弁護士の中でやるしか方法がないわけです。あなたの方は、懲戒権者がいるのだから。懲戒権の問題に関しては、弁護士の場合弁護士会に入っていなかったらあらゆる懲戒を免れることになるので、そんなことは認められないでしょう。要するに、弁護士自治の良し悪しは別として、弁護士会に入らなかったら、だれも懲戒権者がいないということになってしまうから、弁護士会に強制入会となっているのです。懲戒権者いるあなたのところは違うのだから、それは必ずしも結び付かない。

だから、さっきから言っているように、例えば研修の義務づけについて、その研修を公認会計士協会に委託すれば楽でしょうという話ですが、公認会計士協会に入っていない人に対しても、1年に1回は研修をなさいと義務づけているのだから、公認会計士協会に研修に来なさい、そうでないと公認会計士登録名簿から削除しますということをするれば同じことなのです。

その代わり、研修費用は会員は会員割引をします、非会員は割り高料金をいただきますといったら、行政も協会も腹は痛まないわけです。ということだから、それも1つの便利だと思うけれども、集団をつくるのです。ちなみに聞くと、公認会計士協会は政治連盟のようなものはありますか。ほとんどの士業はみな持っています。

森課長補佐　　ございます。

鈴木主査　　そこら辺からスタートするわけなのです。

黒川主査　　さっき平成 15 年の大改革で、公認会計士さん独立の役割をとということで、さっき大手のところ、上場企業の場合はもう 4 社ぐらいのところに分かれるということで、そういうことを前提に置いておいて、7 年 2 年ルールというんですか、それからさっきもう一つ説明があったのが、コンサルティングという業務と証明業務は一緒にはできませんという概念ですね。かなり寡占的になっていて、つまり法人の方が 4 つぐらいのところ動き始めようとするときに、7 年ルールというのは生涯のうちに 4 つぐるぐると回っていくか。それとも 1 回止めて移るのか、どんな感じになるのかイメージを教えてください。もう一つ、協会の方では 5 年 5 年ルールという話があって、どちらが実効性があることになっているのかとか、その辺のところも教えていただきたいと思えます。

横山企画調整官　もしも私の説明がわかりにくければ申し訳ございません。このローテーションというときに、2 つ議論がございまして、1 つは実際ほとんどの国でやってないんですが、監査法人自体をローテーションする。例えば、ある A という監査法人が数年経ったら A から B に変えなければいけないということもあり得るんですが、これはほとんどの国が取っておりません。日本の場合も、勿論そういう議論が今でもあるんですが、そうではなくて同じ監査法人の中で違う人に代わるというルールでございます。7 年 2 年というのは、すべての監査法人で一定の大きな会社等については、やることになっております。

黒川主査　　ずっと 1 つの会社が 7 年 2 年でローテーションをしていますと。

横山企画調整官　　その中の人がですね。

黒川主査　　それは、どういうふうにチェックできるんですか。7 年 2 年とみんなが代わっていったというのは、だれが代わっていつているということを見守ることに。平成 15 年からしか始まってないので、まだわからないんですけども、だれが気づいて、つまり担当の公認会計士さんが自分はもうここを 7 年やったからということになるんですか。

横山企画調整官　　それは、先ほど申しました協会のレビューでやっておりますので、勿論それで何かあれば、協会上の懲戒とかがありますので、ただ申し訳ないけれども、悪いことをしようと思ったら世の中何でもできるので、ですから、そういうシステムがないかということ、そんなことはございません。

更に、協会のやっているレビューというものを、こちらの監視委員会の方たちが更にモニターしているという形になっております。

鈴木主査　　行政にも報告するのでしょうか。7 年で確かに代わっておりますという報告をするのでしょうか。違うのですか。

横山企画調整官　　レビュー結果については、報告することになっております。

鈴木主査 当然それはそうでしょうね。

横山企画調整官 あともう一つ、5年5年のケースは何かと申しますと、先ほどの7年2年というのは、監査法人については被監査会社がある一定規模以上のもの等についてやる監査法人は原則的に全部やらなければいけないんですけれども、例外はあるんですけれども、5年5年のルールというのは、4つの大きな法人について主任会計士と申しまして、大体監査をやるときにグループがありますね。その主たる、ただそれは非常に意思決定というか、影響力があるので、この人については5年5年で代わりなさいというルールでございます。すべて監査法人の内部の話でございます。

鈴木主査 ちょっと話は変わりますが、被監査者、つまり依頼者の会社からお金をもらって監査しておれば、やはり依頼会社もお客様であることは間違いのないわけですね。お客様には逆らえないというのも、人間の弱さとして無理からぬところもあるという問題があるから、そのシステムを変えようかという考え方はあるのですか。

つまり直接的な被監査者と監査人との間の委託契約を止めるというような、そういう考え方はあるのですか。

横山企画調整官 主査のおっしゃるとおり、そういう議論はいろいろございます。実際問題、いろんな意見は出ているんですけれども、似たりよったり日本的なルールでやったり、あとアメリカのようなサーベンスオクセラ法では、日本の場合は監査委員会なり監査役が監査法人等を選ぶときに同意権しかないのですけれども、アメリカのような場合だと監査委員会が決定権を持っているとか、いろいろあります。

ほかに、学者の中には証券取引所のようなところが監査料を集めて、監査人を見つけて監査させるということもやった方がいいのではないかという議論も起きているそうでございますけれども、何か学者の方々に聞くと、皆さんそれは非現実的だとわかりながら、一応議論だけはやってみると。世界でもそういうことをやったことは、多分UCではほとんどないと思うんですけれども、いろいろ監督当局とお話ししていても、無理だよねと言って議論はするけれどもという感じではあります。

ただ、議論があることは事実でございますし、いろいろそういう御指摘もあり、実は原委員も入っていただくことになっているんですが、金融庁の方でも公認会計士制度部会という金融審議会の下に制度部会がございまして、いろいろ監査法人の在り方等について、これから議論をしていこうということになっております。

その中で何を議論するかというのは、特に私たちとして何か決めているわけではございませんけれども、いろいろそういう鈴木主査のおっしゃったような御議論も出てくるかもしれませんし、予断なく総合的に検討することになっております。

原委員 ですからこの場でも問題意識のようなものは出されておいて、それでこれからの審議の中で生かしていくことができればと思っております。

鈴木主査 さっきの懲戒の事例は、かえってダブルにして、無駄なことをやっている問題というか、真剣さに欠けるといえるのはよくある話なので、だからさっき言われた金融

庁においてやる監査法人の1件の業務停止、戒告の8件、それから公認会計士協会の102件を含めて、どういう累計のものなのかということについての資料を出していただきたいと思います。

1つの予見を申し上げておくと、会計士協会がやるものは、会費の不払いのケースが非常に多いということになってくると、懲戒のあり方についての考えがまた変わってくるという感じもしますので、そこら辺も出してください。

私どもの考え方としては、そういう強制入会制ということにして、強制入会というのは入会しないと仕事をやってはいけないということですから、規制の中の一番強い規制ですね。それを認めるからには、それなりの合理的な意味がなくてはならないと思います。行政が楽になるというだけでジャスティファイされるというのはいかがなものかという問題意識を持っておりますので、そこら辺の問題にきちっと答えていただきたいということをお願いしておきます。

どうぞ。

横山企画調整官 一言だけ、行政が楽になるとか何とかというのは、もしかしたらそういう側面がないと言えるのかどうかは別にして、やはり重要なのはそういうある程度のプロの人たちの自主性というものをある程度重んじつつ、彼らのやる気というのを重んじつつやるというのも、1つの考え方だと思っております。必ずしも楽をしようとか何とかというよりは、むしろそういうサムライの人たちでプロの意識を持って、そういう自主性というものをうまく活用しつつ、いかに監査の質を上げるかとか、そういう観点からも御検討していただければと思います。

鈴木主査 善意に理解すればそういうことですね。ですけれども、ままそういうものは1つの集団をつくり、あるいは複数の集団を内部につくって争いをやるというのも、これまた世の中に起こることですね。ですから、常によい方向ばかりにはいかないということですね。その点をひとつ考えてみてください。

もう一つ、私どもは士業間の垣根を低くしようというのが目的でやっております。これは規制改革委員会が数年ほど前に手を付けた問題で、そのときに公認会計士協会も調査をいたしました。そして、どの士業も専門職種というが、かなり接近しているわけですね。公認会計士との接近度というのは多少ニューアンスが違ってもかもしれませんが、例えば行政書士と司法書士とはかなり接近しているわけです。その垣根を低くしていこうということで、幾つかの実例をつくったわけです。

例えば、司法書士は弁護士の領域にそれまではあった部分の裁判の代理人になれるとか。それは簡易裁判所事件ですが、そのほか数例をつくったわけです。今、公認会計士として他の業種に対して入っていきたいというような考え方はあるのかなのか、あるとしたら何なのかということについても、御意見があったら聞かせていただきたいと思います。

横山企画調整官 今のところ、大きな声としては記憶がありませんけれども、一応確認

はしておきます。会計士独自の他のサムライ業の方々との違いというのと、特に監査証明業務というのが、言わば顧客と対立関係でもって職を行っていくと。税理士なり行政書士でも、お客さんが望むことを代理してやってあげるのが他のサムライ業なんですが、公認会計士に限っては会社がつくった財務書類が正しいのかどうかを、本来の目で見ると、間違っていたら間違っているというふうに指導しなければいけない立場の職業なんです。ですので、他のサムライ業の代理人としてのサムライ業とはちょっと違う、おおよそで見た面もあるんですけども、そこはある意味対立関係の中で仕事をしなければいけないというのがあるので、なかなかほかの職種にまで考えている余裕はないというふうに我々は理解しております。

鈴木主査 そうだと思いますね。それでは、ついでに聞くと、同じ会計の問題をやっているのだから、すぐ隣に税理士がいるではないか。勿論それは分離してファイアーウォールは付けるけれども、しかし、業務の多角化というのは悪いことではないから、私の会計事務所は税理士部門も持ちたいという希望を持ったときに、それに対し監督官庁としてはどのように対応する考えですか。

横山企画調整官 実際こちらについては、会計士さんについては税理士の資格を持っているように措置を、もう何十年も前にされております。

ただし、税理士業務をやっているところについて、監査法人はだめなんですけれども、個人の会計士さんは。

鈴木主査 個人としてやるのでしょうか。監査法人が自分のところの部門として、ちゃんとした情報隔離はしますし、人間の隔離もしますから、税理士業務もやって、少し仕事の範囲を広げたいと言ってきたときに、おたくは何と言いますかと聞いているのです。柳川課長補佐 監査法人自体は、監査証明業務以外にできる業務は制限がございまして限られております。

鈴木主査 禁止されているわけですね。

柳川課長補佐 はい、禁止されておりますので、本当に限られております。

横山企画調整官 ですから、趣旨は監査の質を上げる。先ほど申し上げましたように、山陽特殊製鋼事件のように、組織的監査というもので監査の質を上げなければいけないという観点なので、別の業務も許すために監査法人ができたというよりは、本当に監査の質を上げるための組織としてできたという生い立ちがあるんだと思います。

あと先ほどの最初の主査の御質問の関係では、そもそも監査の世界というのは、業務それ自体はかなり要請が広がっておりまして、例えば原委員にもよく御参加して議論していただいて、金融商品取引法という中にも内部統制報告書というものをつくらなければいけなくて、要するに、各会社が、基本的には上場会社なんですけど、自分たちのインターナルコントロールをきちっとやっていますという報告書を作成しなければいけないことになるんです。そのときには、きっちり監査をしなければいけないということになっていまして、そういうものも含めて結構監査の世界の需要はどんどん増えておりまし

て、そういう側面がもしかするとあるのかもしれませんが。監査自体の業務が今、要請が広がっておりまして、法的な監査も増えているということです。

鈴木主査 ほかによろしいですか。

それでは、時間がちょうど来ましたから、今日は御苦労さまでした。

(金融庁関係者退室)